

佐倉市条例第 号

佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(佐倉市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 佐倉市個人情報保護条例（平成17年佐倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第33条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者」に改める。

第34条第1項第1号エ中「第28条」を「第29条」に、「同法」を「番号法」に改める。

(佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の次に次の1項を加える。

4 市長	予防接種の費用の助成に関する事務であって規則で
------	-------------------------

	定めるもの
--	-------

別表第2の5の項中「支給に関する情報」の次に「(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)」を加え、同表の8の項及び15の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の16の項及び23の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中別表第1の改正規定並びに別表第2の8の項及び15の項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。